様式第２０

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
（１０ｋＷ未満の太陽光発電）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
提出者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

（ふりがな）
氏　名

実印

（法人番号：　　）（注２）

（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）

電話番号　（　　）　　－

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成２８年経済産業省令第８４号）附則第６条第２項、第６項及び第７項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

事業計画内容			備考
設備ＩＤ			
発電設備の所在地（注１）			□別紙あり
太陽電池の合計出力（kW）			
接続契約締結日	年　月　日		
接続契約締結先			
特定（買取）契約締結先		□未定	
買取価格（注２）	円／kWh（税抜き）	□未定	
運転開始状況	□運転開始済み		
（注３）遵守事項	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注４）		□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。		□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。		□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。		□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。		□

添付書類

接続の同意を証する書類（注４）	書類名

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　法人番号がある場合に記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。
（注３）　左記事項を遵守することに同意する場合には、左記□内に印をつけること。
（注４）　発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
（注５）　特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
（注６）　事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注７）　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第５９号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第９条第３項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前（この省令による改正前の第三条第三十号に掲げる設備にあっては、平成三十三年三月三十一日以前。次項において同じ。）に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条第三項の認定（法第十条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備である場合における設備の区分等については、なお従前の例による。

２　この省令の施行前に法第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備である場合については、第五条第一項第十一号への規定は適用しない。